



事務連絡

平成18年5月24日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品審査管理課

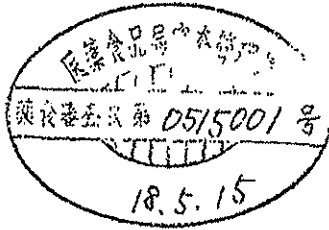
化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

標記の件について、別添1のとおり平成18年5月12日付18福保健薬第214号をもって東京都福祉保健局健康安全室長より照会があり、これに対し別添2のとおり平成18年5月24日薬食審査発第0524002号審査管理課長通知により回答しましたので、お知らせいたします。



関

別添1



18 福保健薬第214号  
平成18年 5月12日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

東京都福祉保健局健康安全室長



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（照会）

化粧品については、化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）に基づき、製造販売されているところではありますが、化粧品への下記3成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名 イオウ

成分名 硝酸銀

成分名 硫酸銀

当該3成分は、化粧品基準に記載されている「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当すると考えてよろしいか。

問合せ先

薬務課医薬品審査係

(03) 5320-4516

薬食審査発0524002号

平成18年5月24日

東京都福祉保健局健康安全室長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（回答）

平成18年5月12日付18福保健薬第214号をもって照会のあった標記については下記のとおり回答する。

記

1. イオウ及び硝酸銀

日本薬局方に収められている物であり、当該成分を有効成分として薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第1項の規定による承認を受けている医薬品があることから、化粧品基準第2項で規定する「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当する。

2. 硫酸銀

日本薬局方に収められている物ではなく、当該成分を有効成分として法第14条第1項の規定による承認を受けている医薬品がないこと等から、化粧

品基準第2項で規定する「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当しない。